

会員の法令遵守に関する協会の最近の取り組みについて

会員の法令遵守を徹底するため、本会では、最近、次のような取り組みを行っています。

1. トラブル解消アクションプログラムの策定

トラブルの解消とコンプライアンス体制の一層の整備を図るため、自主規制措置として「商品取引トラブル解消アクションプログラム」（平成 18 年 12 月 18 日公表。以下、「アクションプログラム」という。）を策定し、同プログラムに沿って集中的な取り組みを行うこととした。

2. 法令遵守の一層の徹底を図るための社員教育の実施及び社内管理体制の点検、整備等についての要請及び結果報告の徴収

平成 19 年 1 月 18 日付けで「アクションプログラム」及び主務省の「商品取引受託業務における法令遵守の一層の徹底を図るための自主規制の強化等について」の要請を踏まえ、会員に対して、役職員に対する法令遵守の一層の徹底を図るための社員教育の徹底と各社の法令等遵守体制についての点検・整備を要請した。

3. 会員に対する商品取引トラブル解消に向けての一層の取り組みについての要請

会員に対し、当面、緊急を要する事項である再勧誘禁止の徹底、商品取引事故等の実効性ある再発防止体制の整備、法令違反者等に対する適切な社内処分の実施を行うよう、商品取引トラブル解消に向けての一層の取り組みについて要請した。

4. 公益通報窓口の設置

平成 18 年 4 月に施行された公益通報者保護法に則し、会員の職員等が無理な勧誘や取引その他違反等行為を強要された場合又は違反等行為を発見した場合等において、当該職員等からの通報を受ける窓口を設けた。（平成 19 年 2 月 15 日設置）

5. 中堅外務員研修の実施

経験年数 5 年以上の中堅外務員全員を対象として、コンプライアンスの徹底と営業手法の改善を自覚させるための研修を全国 8 地区（東京、大阪、名古屋、札幌、福岡、仙台、金沢、広島）において延べ 23 回実施することとし、平成 19 年 3 月 17 日にその第 1

回（東京）を開催した。

6. 営業幹部セミナーの実施

会員の営業幹部等に対し、本会のアクションプログラムの周知及び主務省が要請している商品取引受託業務における法令遵守の一層の徹底を図るため、3月に全国5地区において営業幹部セミナーを実施した。（約340名参加）

7. 業界の取組みに関する広報の実施

本会の事業内容、相談センターの案内、特別電話相談の案内等を日本経済新聞、朝日新聞及び読売新聞の各紙上において、平成19年3月19日～23日に広告を掲載した。

なお、平成19年度においても、3回実施することとしている。

8. 特別電話相談（110番）の実施

本会の事業として日常行っている苦情相談とは別に、本会のあっせん・調停委員会委員として委嘱している弁護士による特別電話相談を実施し、平成19年3月24日（土）にフリーダイヤルにて国内商品先物取引に関する特別電話相談を実施した。

なお、平成19年度においても、3回実施することとしている。

9. 優良外務員制度（仮称）の検討について

外務員のコンプライアンスに関する意識の徹底と商品先物取引に関する知識の向上を図るとともに、外務員の士気の高揚を図ることにより、勧誘を含めた受託等業務の適正化を推進し、商品先物取引に対する社会的信頼性の向上を図る観点から、登録外務員のうち特に優秀な者を優良外務員（仮称）として認定する制度の創設について検討する委員会の設置を平成19年3月29日開催の理事会において決定した。

平成19年度において早急に委員会を開催し、制度の検討に着手することとしている。

10. 法令遵守に係る会員への指導等

苦情の実態を踏まえ、数社の個別会員に対し、本会に会員代表者を招致して適正な受託業務を遂行するよう指導を行うとともに、苦情の実態の把握と分析結果を踏まえた再発防止策を早急に講じるよう改善指導を行った。今後とも、必要に応じ、個別会員に対する改善指導を行っていくこととしている。